

一般財団法人奈良県職員互助会の皆さまへ

団体傷害保険のご案内

団体総合生活補償保険(標準型)

保険期間

令和8年1月1日午後4時～令和9年1月1日午後4時(1年間)

本パンフレットには「団体総合生活補償保険(標準型) パンフレット別冊」が付いています。

お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。



ただいま「ケガの保険」を募集中です！

万が一のケガや熱中症などに備えてこの機会に是非ご加入ください！

割引率 15%適用!!

(団体割引 15%^(※))

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込
締切日

令和8年8月31日(月)

加入
手続方法

加入申込票へ必要事項を記入のうえ、事務局へご提出ください。

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合



保険料の払込方法

- 保険料払込方法：令和9年1月の給与より毎月控除させていただきます。(分割12回払)



自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

新規加入・ご加入内容の変更・継続停止の場合には、お手続きが必要です。

一般財団法人奈良県職員互助会

「ケガの保険」の必要性



ケガの保険って必要なのかしら？

僕は必要だと思うよ。先月、妹が転んで足を骨折してしまったんだけど、保険に入っていたおかげで入院保険金と通院保険金をもらうことができたんだ。思っていたよりも入通院が長引いて費用が高額になってしまったから、とても助かったと言っていたよ。



そうなのね！『いつ・どこで・何が』起きるかわからないから、きちんと備えておくことが大切なね。

あなたは『もしものときへの備え』できていますか？

5つのメリット

1 割引率 15%適用（団体割引 15%）

この契約は団体契約で 15%の団体割引が適用されます。



2 短期間の入通院も補償

- 万一のケガによる入院はもちろん、通院だけでも 1 日目から補償が受けられます。
- 日帰り入院も補償され、短い入院でも安心です。



3 簡単なお手続

加入申込票のご提出だけで、お申込みは完了です。保険料は給与より控除させていただきます。さらに、自動継続方式を採用していますので、次年度以降、加入内容の変更または脱退のご連絡がない限り自動継続となります。したがって、継続加入漏れの心配もありません。



4 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護などに関するご相談や、税務・暮らしのトラブルに関するご相談を通話無料でお受けする、生活サポートサービスが利用できます。（この契約の引受保険会社である三井住友海上の提供）



5 えらべるオプション補償

複数のオプションから、ニーズにあった補償を選べます。
※オプションのみの加入はできません。



基本補償



この保険は、こんなときにお役に立ちます。

日常生活におけるケガ等



料理中のヤケド



階段でのケガ



お仕事中、転んでのケガ



熱中症

レジャー中のケガ



ハイキング中の事故によるケガ



テニス中のケガ



野球・ゴルフなどのボールが当たったケガ



スキー中のケガ

乗物によるケガ・道路通行中のケガ



ドライブ中のケガ



自転車との接触によるケガ



自転車で転んでのケガ



自動車にはねられてのケガ

保険金の種類	保険金額	A セット	B セット
傷害死亡保険金	傷害死亡・後遺障害 保険金額	65万円	77.9万円
傷害後遺障害保険金 ^(※1)			
傷害入院保険金	傷害入院保険金日額	750円	750円
傷害手術保険金 ^(※2)			
傷害通院保険金	傷害通院保険金日額	500円	500円
保険料(月払) 1口あたり		職種級別 A 260円	職種級別 B 400円

(※1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(※2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

●最高20口までご加入いただけます。

●上記は職種級別A(事務系会社員等)、職種級別B(建設作業員等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●上記基本補償には熱中症危険補償特約がセットされています。

オプション



基本補償のセットをお申込みの方のみ
ご加入いただけます。

「基本補償」にプラスして「オプション補償」にご加入いただけます。

- 「オプション補償」のみのご加入はできません。
- 基本補償の加入口数にかかわらず、オプション補償の加入限度口数は1口です。

※オプション補償のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

日常生活における賠償責任の補償

買い物中過って
商品を壊した



日常生活賠償保険金

日本国内の事故については示談交渉サービス付

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、または日本国内で誤って線路に立入り、被保険者が軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。
※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受します。（詳細はパンフレット別冊の「保険金をお支払いする場合に該当したときの手續」をご覧ください。）

C セット	保険金額	1億円
	保険料(月払)	130円

(注)被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲はパンフレット別冊の「契約概要のご説明」の「1. (1)商品の仕組み」をご覧ください。

携行品の損害の補償

ハンドバッグを
ひったくられた



携行品損害保険金

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。ただし、パンフレット別冊の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象となりません。

D セット	保険金額(免責金額 3,000円)	20万円
	保険料(月払)	110円

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、パンフレット別冊の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(注2)携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または、1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

ホールインワン・アルバトロス費用の補償

ホールインワン・アルバトロス費用保険金

日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより、慣習として負担する費用が発生した場合を実費で補償します。

ホールインワン・
アルバトロスを
達成し祝賀会を
開催した



E セット	保険金額	20万円
	保険料(月払)	220円

(注1)原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はパンフレット別冊をご参照ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(注2)この補償は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットできません。

他人からの借り物に関する賠償責任の補償

友人から借りた
カメラを壊して
しまった



受託物賠償責任保険金

日本国内での受託物のみ補償

受託物の損壊・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。ただし、パンフレット別冊の「補償対象外となる主な『受託物』」については、補償の対象にはなりません。

F セット	保険金額(免責金額 5,000円)	30万円
	保険料(月払)	30円

(注)被保険者の範囲は、被保険者本人およびその家族です。補償の対象となる家族の範囲はパンフレット別冊の「契約概要のご説明」の「1. (1)商品の仕組み」をご覧ください。

ご注意事項（ご加入される前に必ずお読みください）

重要事項のご説明、ご加入内容確認事項、その他ご注意事項

「**団体総合生活補償保険（標準型）パンフレット別冊**」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「**団体総合生活補償保険（標準型）パンフレット別冊**」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、**PDFファイル**をご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいは**PDFファイル**の閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



団体総合（標準型）_71536

保険契約者・お申込人となれる方・被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は一般財団法人奈良県職員互助会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は一般財団法人奈良県職員互助会の会員に限りです。
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人（＊）となれる方の範囲は、一般財団法人奈良県職員互助会の会員およびそのご家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

共同保険について

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

（幹事会社）	三井住友海上	引受割合	92%
（非幹事会社）	東京海上日動	引受割合	4%
	損保ジャパン	引受割合	4%

特約・保険金の種類

この制度で募集する各プランにセットされている特約は以下のとおりです。

特約名	保険金の種類		募集プラン名
傷害補償（標準型）特約	傷害保険金	傷害死亡保険金	A・B
		傷害後遺障害保険金	
		傷害入院保険金	
		傷害手術保険金	
		傷害通院保険金	
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金		C
携行品損害補償特約 ・新価保険特約 （携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金		D
ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 （団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金		E
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任保険金		F
熱中症危険補償特約	（特約がセットされているプランは「基本補償」のページをご覧ください。）		A・B

＜お問い合わせ先＞ 代理店・扱者	引受保険会社
株式会社ワイズ保険事務所 所在地：〒631-0061 奈良県奈良市三碓2丁目2-13 TEL：0742-45-8626 FAX：0742-45-3991	（幹事会社）三井住友海上火災保険株式会社 奈良支店 奈良支社 所在地：〒630-8115 奈良県奈良市大宮町3-4-29 大宮西田ビル4階 TEL：0742-30-3201 FAX：0742-36-6304
三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは	万一、事故が起こった場合は
「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料） 「チャットサポートなどの各種サービス」 https://www.ms-ins.com/contact/cc/ こちらからアクセスできます。 	遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。 24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189（無料） 事故はいち早く 事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。 「インターネット事故受付サービス」 https://www.ms-ins.com/contractor/contact/ こちらからアクセスできます。 